

朝廷の異国降伏祈禱と地方寺院

一四四

池松直樹

はじめに

文永五年（一二六八）正月、高麗の使者が大宰府に到着し、モンゴルの国書が届けられた。これを受け朝廷では、返書すべきかの評定が連日開かれ、同時に異国の退散・国家の安泰を目的とした異国降伏祈禱が実施された。その初見は、同年二月二十二日の二十二社奉幣である。

異国降伏祈禱については、これまでに多くの研究成果がある。その基礎を作ったのは、相田二郎氏である。相田氏は、朝廷・諸社寺・諸人・鎌倉幕府が行った祈禱を網羅的に紹介した。とりわけ重要なのは、幕府による一宮・国分寺への祈禱命令に着目した点であり、各国の守護人を介した諸国の寺社による一斉祈禱を実現したこと、また有名無実化していた一宮・国分寺の機能が異国降伏祈禱により回復したこと、などを明らかにした。これにより、幕府の異国降伏祈禱についての研究が深められていくようになる。^②

一方の朝廷による異国降伏祈禱については、相田氏の研究以降大きな進展がみられない。その背景には、朝廷の祈禱が、幕府のように全国規模で展開したことを示す史料がなく、王城鎮守二十二社や畿内顕密寺社の末寺末社がその対象となり、従来までの祈禱と大きく変わるものではないためであろう。^③しかし、朝廷の異国降伏祈禱命令が、地方の寺社に対して発せられた形跡が複数確認できる。筑前国安楽寺では、「就^レ中、

異国御祈禱事、致^二精誠^一可^二勤行^一之由、就^レ被^レ下^二度院宣^{（^レ院宣^ニ）}於安楽寺^二」^④とあり、院宣によって異国降伏祈禱が命じられている。また常陸国鹿島社においても「尊崇藤家御氏神也、御徳政之御時、尤可^レ有^二御興^{（^レ御興^ニ）}□□^一、次御供者□、其上為^レ攘^二異国之災^一、度々所^レ被^二仰下^一之院宣□□重也^⑤」として、安楽寺と同様に院宣によって祈禱が命じられている。このように、朝廷側も二十二社や畿内の顕密寺社以外に対して祈禱を命じていた可能性が高いといえる。

そこで本稿では、朝廷による異国降伏祈禱、特に地方寺院における祈禱について検討する。異国降伏祈禱の関係史料は、すでに相田氏によって大方紹介されているものの、取り上げられていない史料が存在する。これらの史料は、地方寺院における異国降伏祈禱に関わる内容であり、その命令主体を探っていくと、院や撰閥家であることが判明する。よってこれらの史料を検討することで、朝廷の異国降伏祈禱の実態について明らかにしたい。

第一章 亀山院の異国降伏祈禱

（1）讃岐国善通寺における異国降伏祈禱

はじめに、讃岐国善通寺の事例について検討する。「善通寺文書」に次

の文書が収められている。

【史料一】^⑥

蒙古人治罰御祈禱事

毎日三時五檀法

御影堂案
金堂案
法花堂案

大般若不退転読

供僧分

仁王経長日読誦

職衆分

薬師経・観音経

交衆分

尊勝陀羅尼・千手陀羅尼

行人

右勤行之意趣者、奉_二為公家・武家御願円満_一所_レ致_二蒙古人治罰御祈禱_一也、

建治二年八月廿一日

【史料一】は、『香川県史』や『善通寺市史』などに収録されており、『鎌倉遺文』には未収録の文書である。また相田二郎氏もこの文書について一切言及していない。

因みに、【史料一】の文書名は、「蒙古人治罰祈禱注進状」とされている。この文書名でも問題はないが、「毎日三時五檀法」・「大般若不退転読」など祈禱の際に修した内容が列記されていることや、書止に「公家・武家御願円満」のためと記してあることを踏まえると、【史料一】は、祈禱の際に作成される巻数であると考えられる。^⑦ よって文書名は、「異国降伏祈禱巻数」としておきたい。

次に、祈禱の内容について述べておきたい。【史料一】で注目できるのは、毎日朝・昼・夜の三度にわたり五壇法が修されている点である。五壇法は、密教修法の一つで、天皇の息災や調伏のために修される修法である。^⑧ 蒙古襲来に際しては、文永十一年（一二七四）十一月、龜山院の命により「異国御祈」の五壇法が修され、また弘安四年（一二八二）三月にも、龜山院の御所にて「異国降伏」のための五壇法が修されている。^⑨ 地

方寺院では、大般若経や仁王経が書写・転読されるのが一般的であるが、五壇法のような大規模な修法を行った寺院は善通寺以外には確認できない。善通寺は、空海によって修造されたのち、東寺の末寺となったという経緯があるため、五壇法のような密教修法を修せたのだろう。

では、善通寺に異国降伏祈禱を命じたのは誰であろうか。本来ならば、書止部分に願主の名が記されるが、【史料一】にはそれがない。また文中に、「公家・武家御願円満」のためと記されているものの、朝廷と幕府のどちらが命じたのか判断するのは困難である。そこでまずは幕府の祈禱命令について確認する。

幕府が異国降伏祈禱を命じたのは、建治元年（一九七五）九月である。^⑩ 【史料一】は、翌年のものであるため、命令を発してから約一年が経過していることになり、伝達までに時間がかかり過ぎている。また、この時幕府から祈禱を命じられた寺社は、「御祈禱所寺社」に限るものであった。この「御祈禱所寺社」とは、関東祈禱所を指すが、そもそも善通寺は関東祈禱所ではない。よって、幕府の可能性は低く、善通寺に祈禱を命じたのは、朝廷ということになる。

そこで次に、朝廷と善通寺との関係についてみていきたい。まず讃岐国は、建長五年（一二五三）に後嵯峨院の院分国とされ、その後は龜山・後宇多・後醍醐と大覚寺統に伝領されていく。^⑪ その関係から、大覚寺統の保護を背景として、善通寺は寺領を拡大していく。^⑫ ここでは、その一例として良田郷について取り上げる。

嘉禄元年（一二二五）、善通寺の御影堂修理用途として、良田郷見作田三町が寄進されたが、建長四年（一二五二）になると、良田郷の郷司が得田を着服し、寺へ納入しないことについて訴えを起こしている。^⑬ 建治二年六月には、良田郷内の金倉寺免残を寺領として寄進するよう訴えており、龜山院は、この訴えを認めている。^⑭ さらに、善通寺は弘安三年

(二二八〇)、朝廷に対し良田郷西側の寄進と、造内裏役などの免除を求めた。その際、国司入勤・別当(隨心院)の妨げを停止し、金堂・法華堂の供僧に進退領掌できるように申請している。その結果、翌年八月に善通寺の申請を認める官宣旨が発給された。¹⁷⁾

このように善通寺は、寺領確保のため何度も朝廷に訴えを起こし、最終的には善通寺領の拡大に成功したのである。以上の関係から、善通寺に異国降伏祈禱を命じたのは、同寺からの訴えを認め寺領を寄進した亀山院であったと思われる。亀山院が善通寺の訴えを承認した背景には、同寺による一連の祈禱があった。建治二年の亀山上皇院宣には、「先皇菩提、又可^レ致^二朝家御祈禱^一之由、可^下令^二下知^一給^上」¹⁸⁾とあり、後嵯峨院の菩提と「朝家御祈禱」をするよう命じている。この院宣が出された二ヶ月後に【史料一】が作成されていることを踏まえると、この時の良田郷金倉寺免残の寄進は、異国降伏祈禱と関係していると考えても不思議ではないだろう。また、弘安四年の官宣旨にて、本寺であった隨心院からの干渉を退け、良田郷西側の寄進を承認したのは、弘安の役の翌月に当たる。これも偶然とは考えられない。恐らく、建治二年以降も異国降伏祈禱を実施していたのではないだろうか。善通寺は、「朝家御祈禱」として異国降伏祈禱を実施することで、寺領の拡大に成功したのである。¹⁹⁾

(2) 尾張国性海寺における異国降伏祈禱

次に、尾張国性海寺について取り上げる。「性海寺文書」に、弘安三年(二二八〇)二月二十八日付の異国降伏祈禱巻数が現存している。

【史料二】²⁰⁾

異賊降伏御祈禱尾張国性海寺

□供一七ヶ日護摩供所

愛染王護摩廿一ヶ度

不動明王護摩廿一ヶ度

降三世明王護摩廿一ヶ度

軍荼利明王護摩廿一ヶ度

大威徳明王護摩廿一ヶ度

金剛夜叉明王護摩廿一ヶ度

諸神供十五ヶ度

奉勤行一七ヶ日花水供所

不動明王供一百五度

降三世明王供一百五度

軍荼利明王供一百五度

大威徳明王供一百五度

金剛夜叉明王供一百五度

奉転読十七ヶ日仁王講所

五百部 座

右任^下被^レ仰^下一之旨^上、為^二異賊降伏・天下安穩^一、以^二門徒僧侶五十三口^一、始^二從今月廿一日^一、迄^二于今日^一一七箇日夜間、殊致^二精誠^一所^レ奉^二勤修^一、如^レ件、

弘安三年二月廿八日

伝燈大法師浄胤^{白敬}

性海寺では、弘安三年二月二十一日～二十八日までの七日間、「異賊降伏・天下安穩」のための祈禱が実施された。この時性海寺が行った祈禱は、「被^レ仰^下」されたものであったが、祈禱を命じた人物は記されていないため不明である。相田氏は、性海寺に対して命令を下したのは、朝廷か幕府か明らかではないとしながらも、鎌倉將軍家の命令によるものと推測している。²¹⁾一方、稲葉伸道氏は、朝廷の命令によるものとして、その根拠は示していない。²²⁾そこで、性海寺に異国降伏祈禱を命じた人物について考えていきたい。

まず、相田氏が推測した幕府の可能性について検討する。幕府の異国降伏祈禱命令は、先述したように建治元年九月にはじめて発せられ、延慶四年(一二三二)まで継続して行われていることが確認できる。しかし、弘安三年に祈禱命令を発した形跡は現時点では確認できない。幕府の関係者が性海寺に対して個別に祈禱を命じた可能性も考えられるが、幕府が個別に祈禱命令を下しているのは、鹿島社や厳島社といった武家と縁のある神社であるため、その可能性も低い。よって、性海寺への祈禱命令は、稲葉氏が指摘するとおり朝廷によるものであったと考えたい。

性海寺の寺伝である「尾州中島郡大塚山性海寺来由記」(以下、「由来記」)によると、同寺は鷹司院の御願寺であったという。「性海寺文書」における歴代住職の譲状にも、「鷹司院令旨」が代々相伝されていることから、鷹司院との関係が非常に深かったことが窺える。鷹司院は、近衛家実の娘長子で、宣陽門院の猶子となっており、後に後堀河天皇の中宮となった人物である。ただし、鷹司院は文永十二年(一二七五)に亡くなっているため、祈禱を命じた人物からは除外される。

そこで次に、この時期の尾張国と朝廷の関係について確認する。寛元四年(一二四六)、尾張国は後嵯峨院の分国に組み込まれ、弘安二年(一二七九)頃までには亀山院の分国となったと言われている²⁴。その後、弘安十年に後宇多天皇から伏見天皇に譲位されたことをきっかけとして、尾張国は持明院統の分国へとなるが、弘安三年段階においては亀山院の分国であった。よって、性海寺に祈禱を命じたのは、先に検討した善通寺と同じく亀山院の可能性が高いと考えられる²⁵。

性海寺の中興開山とされる良敏は、文永三年(一二六六)に東大寺戒壇院で円照から授戒しており、良敏の後性海寺の住持となった浄胤も同じく戒壇院において授戒している²⁶。【史料二】の浄胤は、東大寺と深い関わりがあったことになる²⁷。また東大寺も、亀山院の命により弘安四年に異

国降伏祈禱を実施し、祈禱後には、同寺内新禅院を朝廷の御願寺とするよう申請している²⁸。このような関係から、性海寺に祈禱を命じたのも亀山院であったと解したい。

さて同寺には、弘安六年(一二八三)造立の木造五輪塔があり、その中には弘安元年(一二七八)の如意宝珠造作次第や同五・六年の浄胤願文などが納入されている²⁹。これらの史料には、異国降伏祈禱に関する文言がみられないが、異国降伏祈禱に関わって如意宝珠が作成されていたことを踏まえると、この五輪塔や造作次第は、異国降伏祈禱の一環として作成されたものと考えられる。つまり性海寺は、弘安の役以降も継続的に異国降伏祈禱を行っていたのである。

第二章 撰関家の異国降伏祈禱と祈願寺

(1) 弘安四年における鷹司家の異国降伏祈禱

前章では、善通寺・性海寺に現存する異国降伏祈禱の巻数について分析を行い、院分国という関係から亀山院が両寺に祈禱を命じたと論じた。では、院を支える立場にある撰関家はどのような祈禱を行っていたのであろうか。

まず、撰関家による異国降伏祈禱のあり方について、鷹司家による祈禱を取り上げて検討する。弘安四年(一二七八)六月十八〜二十日の三日間、亀山・後深草両院と鷹司兼平によって異国降伏祈禱が行われた³⁰。十八日は亀山院、十九日は後深草院、そして二十日は関白兼平の担当であった。兼平は、十四日に来る二十日の祈禱についての評定を開いている。この評定には、前関白鷹司基忠や左大将鷹司兼忠、浄土寺僧正慈基ら鷹司家の一門、家司等が参加している。

兼平が実施した二十日の祈禱注文が『勘仲記』同月十四日条に記されている。その内容を整理すると次のようになる。

①諸社千度并百度詣……賀茂・松尾・平野・稲荷・春日・大原野・日吉・梅宮・吉田・広田・祇園・北野・宗像・紫野今宮・梅田・東三条角明神・法成寺惣社・宇治離宮・牧岡・太詔戸の二十社で開催。特に、春日社や大原野社、法成寺惣社など、藤原氏ゆかりの神社では、千度詣が実施されている。また京内の神社は、鷹司家の家司が百度詣を担当し、京外の神社は、神主に依頼している。

②氏三社御読経……春日社・大原野社・吉田社の氏社で実施。唯識論十部や金剛般若経百巻が読経されている。

③読経……氏寺である興福寺を中心に実施。大般若経や最勝王経などの経典が読経されている。

④仁王講千座……多武峯・法性寺・平等院といった藤原氏ゆかりの深い寺院で実施。

⑤心経・観音経・最勝王経・金光明経・仁王経一日書写供養……鷹司家出身の僧である慈基や家司等が書写を担当。

⑥その他……眞言、御仏造立供養、護摩供養

以上のように兼平は、非常に大規模な異国降伏祈禱を行ったことがわかる。この祈禱の大きな特徴は、一門や家司をはじめ、氏社・氏寺を中心に祈禱が実施されている点である。兼平は、鷹司家の当主として一門や家司を動員し、藤氏長者・関白として氏社・氏寺に祈禱を命じたのである。では、他の摂関家はどうかだったのだろうか。時期は異なるが、一条家の祈禱について検討したい。

(2) 一条家の異国降伏祈禱と土佐国金剛福寺

「金剛福寺文書」に次の史料がある。

【史料三】²⁴⁾

政所下 (土佐国幡多郡) 幡多庄蹉陀御崎住侶等

仰下条々

一 御祈禱事

右、異国事、粗有^二其聞^一、仍任^下先年被^二仰下^一之旨上、可^レ致^二

^(祈力)忠、且恒例長日勤行、弥不^レ可^レ有^二退転^一之上、当御領豊穰[□]

[□]由、自^二明年正月一日^一、昼夜不退、別殊可^レ抽^二丹誠^一矣、

一 当寺造営事

右、住侶等可^レ令^二合力^一之上、以^二供田土貢^一、可充作新以下用[□]^(益力)

被^二定下^一畢、已雖^レ及^二五ヶ年^一、于今無^二土木之實^一云々、是併寺

僧等緩怠之故歟、太[□]^(以無其力)[□]謂、不日可^レ終^レ造畢之功也、猶若無^レ故

令^二遅引^一者、任^二先度御下文之旨^一、供田畠等悉可[□][□]於寺家矣、

一 四至内殺生并檢[□]^(断力)停止事

右、度々政所御下文嚴密之処、動^二違犯^一云々、事若実口、頗濫吹

之至也、永可^レ令^二停止^一矣、以前条々、所^レ仰如件、住侶等宜承

知、敢勿^二違失^一、故下、

正応五年十二月 日

案主左衛門尉中原^(兵衛之助村)

别当前丹波守源朝臣^(朝任)(花押) 大従前能登守安倍朝臣(花押)

【史料三】は、一条内実が金剛福寺に下した政所下文である。その内容は、①御祈禱のこと、②造営の事(造営が五年も進展していないことに対する寺僧への叱責)、③四至内の殺生・検断を禁止することである。ここで注目するのは、第一条目の御祈禱のことである。これによると、「異国事」(蒙古軍の再襲来)の噂があるため、先年のように祈禱を行うこと、この祈禱は、年が明けてから昼夜行うことが命じられている。金剛福寺は、正応四年～六年にかけて一条家の命により、異国降伏のための祈禱を実施していたのである。

金剛福寺は、土佐国にある真言寺院で、空海の創建と伝えられ、観音信仰、補陀落信仰の拠点として機能した寺院である。鎌倉中期以降になると、一条家の保護により、幡多郡（幡多荘）内にて本格的に布教を広げようになる。近年、金剛福寺と一条家の関係については多くの研究成果が出されている。その成果をもとに両者の関係について述べたい。

まず、土佐国は、永暦元年（一一六〇）に関白藤原基実の知行国となり、治承二年（一一七八）から翌年にかけては左大臣藤原経宗の知行国であった。元久三年（一一〇六）、九条兼実の子良経が急死すると、良経を寵愛していた後鳥羽院は、良経の知行国であった越後国と讃岐国を「御一忌之間、不_レ可_レ及_三沙汰_一歟」とした。しかし、兼実は越後・讃岐の代わりに土佐国を拝領することを奏請し、その後裁可を得た。これにより、土佐国は九条家の知行国となる。建長二（一一五〇）、九条道家から一条実経へ土佐国幡多郡・本荘・大方荘・山田荘・以南村が譲与された。これにより幡多郡（幡多荘）は、一条家領となったのである。

一条家は、幡多荘内に家司を downward させ預所を設置し、荘園の経営・管理を実施していく。また、幡多荘本郷には船所が置かれ、金剛福寺の末寺である香山寺の僧慶心を船所職に補任している。このように一条家は、金剛福寺と末寺とのネットワークによって四万十川下流域を掌握し、荘園経営を支える体制を形成していったのである。

一方金剛福寺は、一条家のための祈禱を頻繁に行っている。「金剛福寺文書」を通覧していくと、「然則住侶各專_二精誠_一、可_レ奉_レ祈_二請天下安穩_一」国中泰平、殊別御家門之繁昌_一矣者_④」や「右、当寺供養者、公私之祈禱、寺院之大當也_④」という記述が確認できる。つまり金剛福寺は、「天下安穩」を祈るとともに、「御家門」＝一条家の繁栄を祈る「公私」の寺院であった。坂本亮太氏は、公家領や王家領の在地寺社把握の実態を分析し、荘園と密接にかかわる寺院を「荘祈願寺」と定義している。一条家は、九

条道家から幡多荘を譲与されて以降、在地寺院である金剛福寺を祈願寺化することに成功し、荘園支配を実行していった。これは戦国期まで続き、土佐一条家の同所支配へと繋がるのである。

このように一条家は、家領内の祈願寺である金剛福寺に異国降伏祈禱を命じていたことが明らかとなった。しかし、この時の一条家は、鷹司兼平のように春日社や興福寺といった藤原氏の氏社・氏寺等に対して祈禱を命じた形跡がみられない。これは、正応四年前後の撰関が一条家ではなかったためであろう。撰関家の祈禱は、基本的に一門や家司、家領内の祈願寺などを動員するものであり、異国降伏祈禱のような国家のための祈禱も、それぞれの「家」が担うものであったことがうかがえる。恐らく、異国降伏祈禱は各「家」にとって一種のステータスであったのかもしれない。なお、今回触れなかった近衛家も異国降伏祈禱を行ったことが確認できる。この点も含めて撰関家の祈禱については別の機会に検討したい。

おわりに

本稿では、地方寺院に残る異国降伏祈禱関係文書を検討し、朝廷（院・撰関家）の異国降伏祈禱について論じた。関連する史料が非常に少ないため、やや推論が多くなってしまったことは否めないが、本論で明らかにした点について簡単にまとめておきたい。

第一章では、讃岐国善通寺・尾張国性海寺に現存する異国降伏祈禱の巻数を分析した。讃岐・尾張の両国は、龜山院の分国であり、院は、国内の寺院に祈禱を命じていたことを指摘した。特に善通寺においては、祈禱以前から龜山院との関係が築かれており、こうした関係を基に祈禱が命じられていたのであった。龜山院は京内においても頻繁に異国降伏

祈禱を行っている。こうした祈禱が、地方寺院においても伝達されたのである。

第二章では、摂関家の異国降伏祈禱について検討を加えた。まず鷹司家では、一門や家司を動員した大規模な祈禱が実施された。この時祈禱を命じられたのは、藤原氏の氏社や氏寺を中心とする寺社であった。これは兼平が、関白であったためである。一方の一条家は、家領である土佐国幡多郡内の金剛福寺に祈禱を命じていた。金剛福寺以外の祈願寺にて異国降伏祈禱が行われたのかは分からないが、恐らく他の祈願寺に対しても祈禱を命じていたと思われる。摂関家による異国降伏祈禱は、その規模の大小は異なるものの、基本的には各「家」が担うものであった。さて、はじめに述べたように、朝廷の異国降伏祈禱は、幕府と異なり、全国の寺社に下されず、従来通りの祈禱であったと言われている。確かに、幕府のような全国の寺社を対象とした祈禱命令は確認できなかった。しかし、二十二社や畿内の顕密寺社以外においても、異国降伏祈禱は命じられていた。院分国や家領という限定的ではあるけれども、朝廷の祈禱も地方寺院にまで及んでいたのである。この点は、在地寺院のあり方や荘園支配の問題と大きくかわるため、引き続き検討を進めていきたい。

注

- ① 相田二郎「敵国降伏の祈願」（『蒙古襲来の研究 増補版』吉川弘文館、一九八二年、初出一九五七年）。
- ② 伊藤邦彦「諸国一宮制の展開」（『歴史学研究』五〇〇号、一九八二年）、同「鎌倉幕府「異国降伏」祈禱と一宮」（『二宮研究会編「中世一宮制の歴史の展開下」岩田書院、二〇〇四年）、海津一郎「中世の徳政と変革」（吉川弘文館、一九九四年）、同「異国降伏祈禱体制と諸国一宮興行」（『二宮研究会編「中世一宮制の歴史の展開下」岩田書院、二〇〇四年）、同「新神

風と悪党の世紀」（『文学通信、二〇一八年、旧版一九九五年）、南基鶴「蒙古襲来と鎌倉幕府の対応」（『蒙古襲来と鎌倉幕府』臨川書店、一九九六年、初出一九九〇年）。

③ 海津一郎氏は、異国降伏祈禱について次のようにまとめている。「日本全国の一二宮・総社・国分寺を組織して、いっせいに祈禱を行わせたのは、鎌倉幕府がはじめてであった。これ以前は、二十二社の末寺末社など朝廷と縁の深い顕密系寺社で個別的な祈禱が行われたにすぎない」（『神風』と日本人をめぐる）（峰岸純夫・池上裕子編『新視点日本の歴史 中世』新人物往来社、一九九三年）。ここから、朝廷よりも幕府の祈禱が重要であり、従来の祈禱体制との変化から、幕府の祈禱が目ざされてきたのである。

④ 「薩摩国分寺文書」元亨元年七月日薩摩天満宮国分寺所司神官等申状（『鎌倉遺文』二七八一九号）。以下、『鎌倉遺文』は『鎌』と略す。

⑤ 「兼仲卿記弘安七年十月・十一月巻裏文書」弘安二年十二月日鹿島前大祿宜中臣頼親申状（『鎌』一三八一九号）。

⑥ 「善通寺文書」建治二年八月二十一日蒙古人治罰祈禱注進状（『善通寺市史』一卷）。

⑦ 巻数については、西弥生「密教修法と「巻数」」（『中世密教寺院と修法』勉誠出版、二〇〇八年、初出二〇〇四年）、拙稿「中世村落の祈禱と巻数」（『春田直紀編「中世地下文書の世界」勉誠出版、二〇一七年）を参照。「善通寺文書」の巻数は、一般的な巻数とは様式が異なっている。この文書には署名がないため、もしかすると巻数の下書きのようなものかもしれない。ただし、拙稿にて検討した中世村落において作成された巻数の場合も、一般的な巻数と比べると様式が異なっている。よって、本文書も巻数と捉えてよいと考える。

⑧ 森茂暁氏は、五壇法を「国家を支える修法」と位置づけている。（『五壇法の史的研究』『中世日本の政治と文化』思文閣出版、二〇〇六年、初出一九九四年）。

⑨ 五壇法を用いた異国降伏祈禱については、『門葉記』・「五壇法記」を参照。

⑩ 「胡宮神社文書」建治元年九月十四日関東御教書（『鎌』一一二〇二一号）。

- ⑪ 建治元年九月に発せられた祈禱命令は、翌月には近江国へと伝達されている。「胡宮神社文書」（建治元年）十月七日左衛門尉公綱書下（『鎌』二〇四九号）。
- ⑫ 田中健二「大覚寺統分国讃岐国について」（九州大学国史研究室編『古代中世史論集』吉川弘文館、一九九〇年）。
- ⑬ 『善通寺市史』第一巻（善通寺市、一九七七年）、『香川県史』第二巻、通史編中世（香川県、一九八九年）、六車正史「中世前期讃岐国善通寺をめぐる本末関係の展開」（『鳴門史学』一二号、一九九八年）、総本山善通寺編『善通寺史 善通寺創建一二〇〇年記念出版』（善通寺、二〇〇七年）など参照。
- ⑭ 「善通寺文書」嘉禄元年四月日讃岐国司庁宣（『善通寺市史』一巻）。以下、「善通寺文書」はこの本による。
- ⑮ 「善通寺文書」建長四年十一月日讃岐国留守所下文写。このとき寄進された郷務は、金堂・法華堂の供僧等によって領掌するよう命じられている。
- ⑯ 「善通寺文書」建治二年六月九日龜山上皇院宣。
- ⑰ 「善通寺文書」弘安四年八月二十八日官宣旨。
- ⑱ 前掲注⑯の龜山上皇院宣。
- ⑲ 讃岐国では、善通寺以外にも異国降伏祈禱が行われたことを示す史料が確認できる。例えば、金倉寺では、弘安四年三月に「蒙古賊船来、勅修降伏法」を行ったとある（『鶏足山金倉寺縁起』）。ただし、本史料は近世に編纂された縁起であるため、今回は検討から除いた。
- ⑳ 「性海寺文書」弘安三年二月二十八日異国降伏御修法巻数（『愛知県史』資料編八）。なお、『鎌』では本文書を弘安五年と翻刻しているが、写真で確認したところ弘安三年であったため改めた。なお、『愛知県史』や『新修稲沢市史』も弘安三年とする。
- ㉑ 前掲注①。
- ㉒ 稲葉伸道「国衙・守護所周辺の社会と文化」（『新修稲沢市史』本文編上、一九九〇年）。
- ㉓ 「由来記」は、『新修稲沢市史』資料編七に所収されている。
- ㉔ 松島周一「鎌倉時代中後期の尾張と天皇家」（『日本文化論叢』二四号、

朝廷の異国降伏祈禱と地方寺院

- 二〇一六年）。
- ㉕ 「由来記」には、弘安三年の異国降伏祈禱に関する記述箇所「建治帝敕「中興第二世上人淨胤」とある。この「建治帝」とは、後宇多天皇である。後宇多が祈禱を命じた可能性もあるが、「由来記」が近世の編纂物であるため、確定することは避けておきたい。仮に後宇多であったとしても、大覚寺統による祈禱命令であったことに間違いはないだろう。
- ㉖ 良敏・淨胤については、前掲注②、愛甲昇寛「稲沢市性海寺の五輪塔納入資料」（『仏教芸術』二〇四号、一九九二年）を参照。
- ㉗ 性海寺には、承安二年（一一七二）六月日の大般若経一卷（奥書には「沙門重源」とある）が現存している。この大般若経には、「東大寺八幡宮」の印文が捺されており、本来は東大寺八幡宮の所蔵であったことがわかる。稲葉氏は、この大般若経がどのような経緯で性海寺に伝来したのか全く不明であるとしているが（前掲注②）、恐らく東大寺で授戒した良敏や淨胤の手によって持ち込まれたのであろう。
- ㉘ 「東大寺文書」弘安四年六月二十二日異国祈禱最勝十講講師問者請定（久野修義編『京大文学部博物館の古文書第六輯 東大寺文書』思文閣出版、一九九〇年）に、写真と翻刻がある。また、新禅院の御願寺申請については、『東大寺統要録』所収文書「弘安四年後七月日龜山院庁下文写（『鎌』一四四一三号）、『東大寺統要録』（国書刊行会、二〇一三年）、上野進「鎌倉時代の御願寺」（大阪大学文学部日本史研究室編『古代中世の社会と国家』清文堂出版、一九九八年）を参照。
- ㉙ 前掲注②愛甲論文。
- ㉚ 高橋悠介「建治三年の宝珠制作」（『日本仏教総合研究』一三三号、二〇一五年）、同「資料紹介」『某宝次第』翻刻・解題（『金沢文庫研究』三三三六号、二〇一六年）。
- ㉛ 『勘仲記』弘安四年六月十四・十八・十九・二十日条。
- ㉜ 相田氏は「宗像」について、筑前国宗像社のこととするが、ここに九州の神社が入るのは不自然である。京都市上京区に宗像神社がある（現在は京都御苑内に鎮座）。これは、延暦年間に藤原冬嗣が筑前国宗像社から勧請し創建した神社である（『国史大辞典』「宗像神社」の項）。藤原北家ゆかりの神社であるため、千度詣を行った「宗像」はここを指していると考え

えられる。

③③ 六月二十日以降も、鷹司家では継続して祈禱を行っている（以下、すべて『勤仲記』による）。七月五日：不動供花（近年中絶していたが、異国御祈のため再開）、六日：基忠（兼平の子）が、異国御祈のため百座仁王講を講ず、十七日：兼忠（基忠の弟）が、唯識論一部を書写。また、春日社の本地仏の図絵を奉り、仁王経を転読、閏七月七日：兼平が、持仏堂において異国降伏のため心経百卷を転読。他に、金輪・不動真言を千反唱える。

③④ 「金剛福寺文書」正応五年十二月日前撰政家（一条家経カ）政所下文（『鎌一八〇七九号』）。なお相田氏は、「善通寺文書」の祈禱卷数と同様に本史料についても言及していない。本文書は、『鎌』にも収録しているが、文書名が「撰関（九条忠教）家政所下文」となっている。しかし、正応二年に同寺が火災にあったことにより、一条家が造営のために官米一〇〇石を奉加し、また造営期間中においては、香山寺の供田の一部を自由に使用することを許可している（以上「金剛福寺文書」参照）。本文書の二条目「当寺造営事」は、このような特権を与えているにもかかわらず、造営が進んでいないことを叱責している内容であるため、本文書を発給したのは一条家である。

- ③⑤ 市村高男「中世日本の中の蹉跎山金剛福寺」（『よど』八号、二〇〇七年）、東近伸『中世土佐幡多荘の寺院と地域社会』リール出版、二〇一四年）、大利恵子『撰関家領土佐国幡多荘再考』（清文堂出版、二〇一九年）。
- ③⑥ 『山槐記』永暦元年十一月十三日条。
- ③⑦ 『玉葉』治承二年十月七日条、『山槐記』治承三年正月六日条。
- ③⑧ 『三長記』元久三年四月三日条。
- ③⑨ 「九条家文書」建長二年十一月日九条道家惣処分状（『鎌』七二五〇号）。
- ④⑩ 山本大「成立期の幡多荘」（『日本歴史』一六六号、一九六二年）、池内敏彰「一条撰関家と土佐国幡多荘、同（二）」（『土佐史談』二〇二・二〇五

号、一九九六・一九九七年）、前掲注③⑤東近著書など参照。

④⑪ 前掲注③⑤東近著書。

④⑫ 「金剛福寺文書」正嘉二年十月日一条実経政所下文（『鎌』八三〇九号）。

④⑬ 「金剛福寺文書」正安二年十一月日一条内実政所下文（『鎌』二〇六六号）。

④⑭ 坂本亮太「中世荘園と祈願寺」（『ヒストリア』一九八号、二〇〇六年）。

④⑮ 加須屋誠氏は、石川県本土寺蔵の観音経絵について分析し、この絵が蒙古軍への戦勝と一族の繁栄を祈るために、弘安六年頃に一条実経によって発願されたと指摘している（『本土寺蔵観音経絵小論』（佐野みどり・加須屋誠・藤原重雄編『中世絵画のマトリックスⅡ』青簡社、二〇一四年）。またこの絵は、元々京都府大山崎町にある宝積寺の所蔵であったという。宝積寺は、九条道家から実経へ譲られ、以後一条家の祈願寺として機能した。よって一条家は、金剛福寺以外の祈願寺においても異国降伏祈禱を命じていた可能性がある。しかし加須屋氏は、実経が文永十一年〜翌年まで後宇多天皇の摂政となったとするが、この時の摂政は、息子の家経でありこれは誤りである。氏は、観音経絵作成の背景の一つに実経が文永の役の際に摂政であった経験から「怨敵退散も彼の強く願うところであった」とするが、実経は摂政ではないため再検討が必要である。

④⑯ 前掲注④⑮参照。

【付記】

本稿は、美川圭先生が担当された立命館大学大学院のゼミ「日本史特殊問題」にて報告した内容をもとに執筆したものである。美川先生をはじめ、同ゼミにて出席の皆様には多くのご意見を頂戴した。記して感謝申し上げます。

（本学大学院博士後期課程）